

関連施策（機構集積協力金）

農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速させるため、機構に農地を貸し付けた地域や個人に国から市町を通じて協力金を交付します。

【地域に対する支援】

1 地域集積協力金 ※令和4年度から機構を通じた農作業委託も対象となりました。

- 交付対象地域
同一市町内の一定区域で、全域が実質化又は工程表が公表された同一の人・農地プランのエリア内(区域の外縁が明確である場合に限る)
- 交付要件
交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること。農作業委託の場合は委託期間が10年以上で地域内の機構への貸付農地と定期的に取り組むこと。
※1 「新たに担い手に集積される」とは、機構に貸し付けられ又は機構を通じた農作業委託された日の前年度の3月末時点から機構へ貸し付けられ又は機構を通じて農作業委託されるまでの間継続して担い手以外の経営体が所有権や賃借権等に基づき耕作をしていた農地が機構を介して担い手に貸付け又は特定農作業委託されること及び当該担い手が機構を通じて農作業を受託することをいいます。
※2 担い手が不足する地域で新規就農者等を確保しながら担い手への農地集積に取り組む場合は、申請時の割合が5%以上(但し翌々年度までに10%以上を達成する必要があります)。
- 交付単価
○一般地域(機構活用率)
区分①20%超40%以下:1.0万円/10a 区分②40%超70%以下:1.6万円/10a 区分③70%超80%以下:2.2万円/10a 区分④80%超:2.8万円/10a ※2回目以降の申請は、区分1の活用率が10%超に緩和
○中山間地域(機構活用率)
区分①4%超15%以下:1.0万円/10a 区分②15%超30%以下:1.6万円/10a 区分③30%超50%以下:2.2万円/10a 区分④50%超80%以下:2.8万円/10a 区分⑤80%超:3.4万円/10a
※機構を通じて農作業委託した場合の交付単価は両地域とも0.5を乗じた単価

2 集約化奨励金 ※令和4年度から名称が変わると共に機構を通じた農作業受託も対象となりました。(旧集約化タイプ)

- 交付対象地域 1 (1)に同じ
- 交付要件：以下のいずれかの要件を事業実施の翌々年度まで満たすこと。
①地域の農地面積に占める同一の担い手の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が10ポイント以上増加
②既に同一の担い手の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域において、同一の担い手の1団地当たりの平均面積が目標年度までに1.5倍以上に増加
- 交付単価
区分① (2)①10ポイント以上増加:1.0万円/10a 区分② (2)①20ポイント以上増加又は②:3.0万円/10a
※機構を通じた農作業受託の場合の交付単価は0.5を乗じた単価

【出し手個人に対する支援】

● 経営転換協力金：経営転換・リタイアする場合の支援(令和5年度までの時限措置)

- 交付対象者 ①農業部門の減少により経営転換する農業者、②リタイアする農業者、③農地の相続人で農業経営を行わない者
- 交付要件
①全農地(自作地)を10年以上機構に貸し付け(農振地域外の農地、農振地域内の10a未満の農地、経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培する農地、機構が借り受けない農地を除く)かつ、機構から受け手に貸し付けられること(1筆以上の転貸確認でよい)
②遊休農地の所有者は、解消が必要(ただし、農業委員会が行う利用意向調査により機構への貸付意思を文書で示した者を除く。)
- 交付単価 1.0万円/10a(上限25万円/戸)

お問い合わせ先 (TEL)

農地中間管理機構 公益財団法人 三重県農林水産支援センター 0598-48-1228

県庁 農林水産部 担い手支援課 059-224-2133

県事務所：農地中間管理事業推進チーム

桑名農政事務所地域農政課 0594-24-7421 伊勢農林水産事務所地域農政課 0596-27-5164

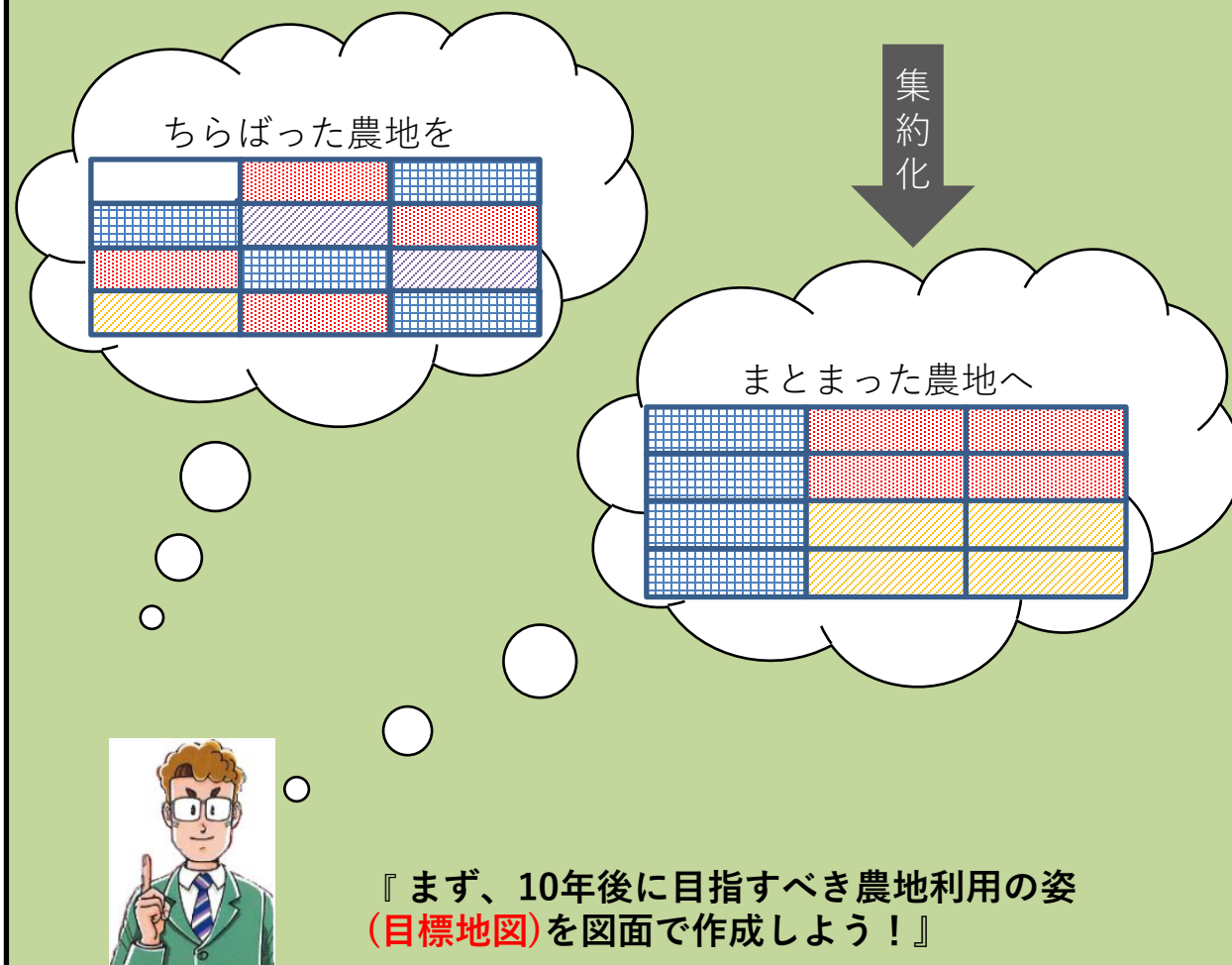
四日市農林事務所地域農政課 059-352-0629 伊賀農林事務所地域農政課 0595-24-8108

津農林水産事務所地域農政課 059-223-5102 尾鷲農林水産事務所地域農政課 0597-23-3498

松阪農林事務所地域農政課 0598-50-0515 熊野農林事務所地域農政課 0597-89-6122

人・農地プランの作成に 農地中間管理機構を活用しよう！

農地集約のイメージ (目標地図)



令和4年7月

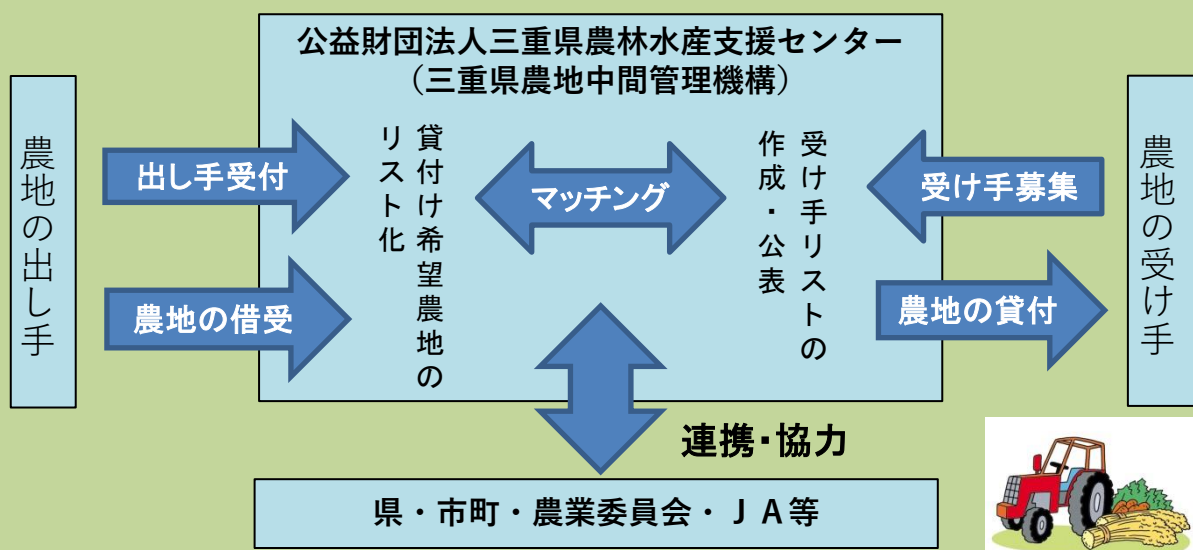
三重県

公益財団法人三重県農林水産支援センター

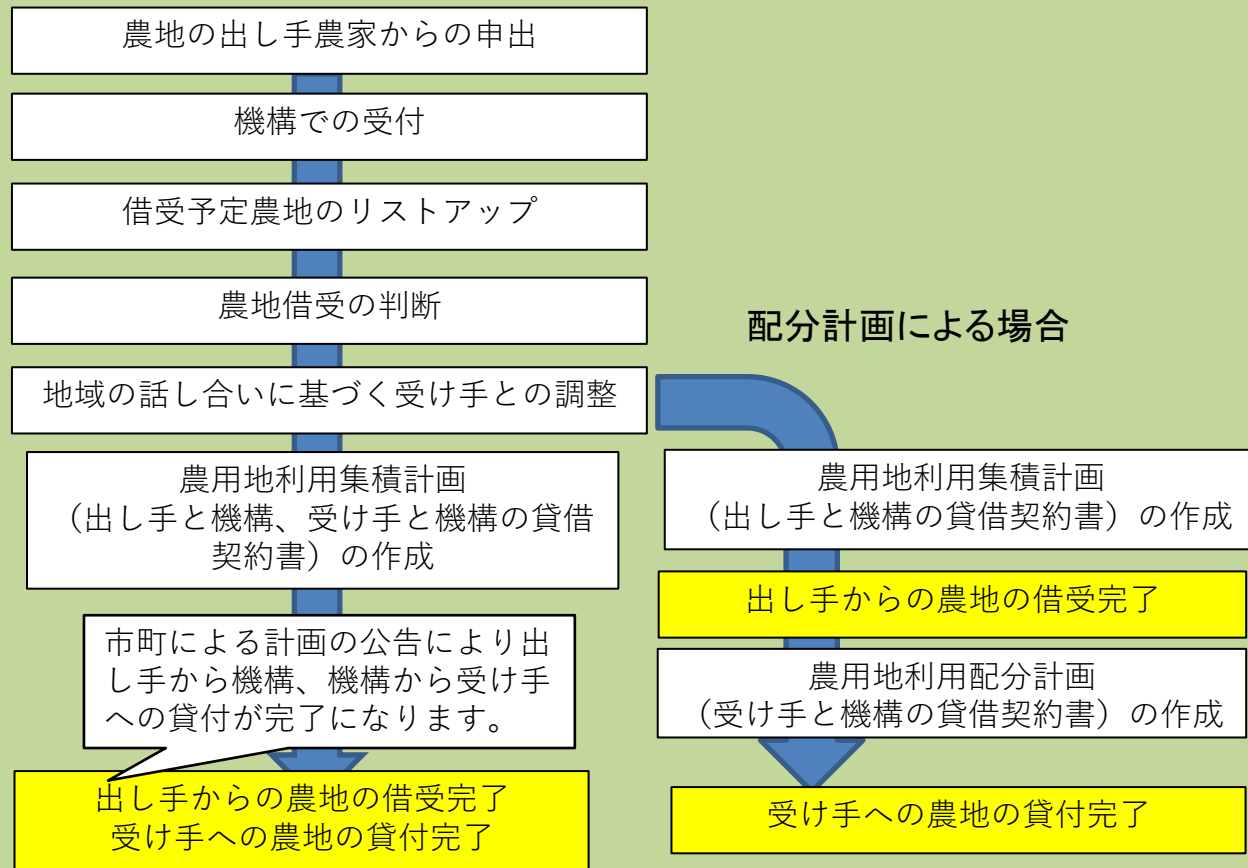
農地中間管理事業の概要

農地中間管理事業は、規模縮小農家、離農農家等から農地を借り受け、規模拡大等を望む担い手農家等へ一定の貸付ルールに基づき、農地を貸し付けること及び必要に応じて農地管理や条件整備（基盤整備等）を行うことにより、農地の利用の効率化や高度化の促進を図り、農業生産性の向上を目指す事業です。

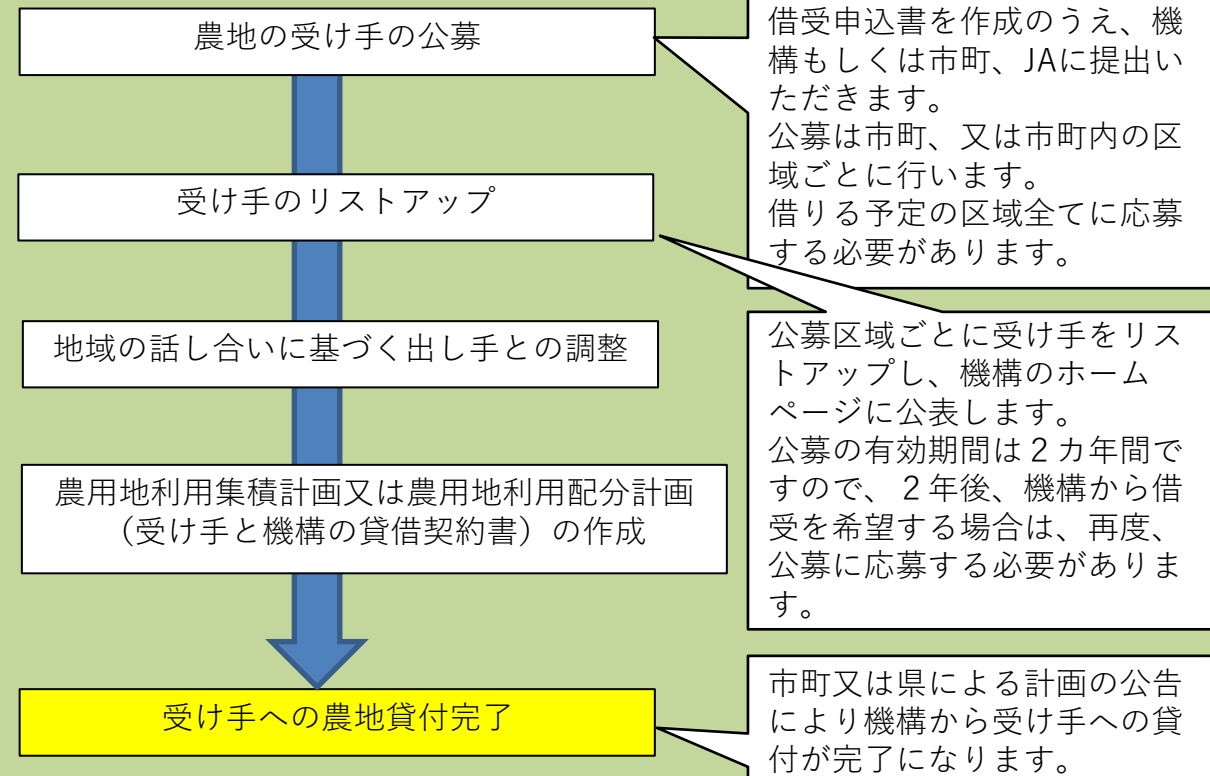
農地中間管理事業の仕組み等



農地の貸付を希望する方(出し手)へ



農地の借受を希望する方(受け手)へ



農地中間管理事業のメリット

| 出し手 | | 受け手 | | 地域 |
|--------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 公的な機関（機構）が預かるので安心 契約が終われば農地が確実に戻る | 公的な機関（機構）が賃料を回収するので必ず賃料が振り込まれる | 農業用機械、施設等の導入を支援する国の交付金を受給できる | 賃料は、公的な機関（機構）へ支払うので、一括して支払える | 要件を満たせば地域集積協力金や集約化奨励金が受けられる |
| 要件を満たせば経営転換協力金が受けられる | 市町が利用集積計画を作成するので契約書作成等が不要 | 公的な機関（機構）が間に入るので安心 | 市町等が利用集積計画等の作成をするので契約書作成等が不要 | 現状の担い手が耕作できなくなった場合の利用調整が容易 |



農地中間管理事業は、県、機構と市町、農業委員会、JA等関係機関が連携・協力して推進しています。
担い手への農地集積・集約化が図られるよう、あなたの集落や地域でも将来の農地利用に向けた「話し合い」を進めましょう！